



復興庁福島復興局 浜通り拠点【仮称】期間業務職員（総務担当）の募集について

復興庁福島復興局では、期間業務職員（非常勤）を次のとおり募集いたします。

1 業務内容

福島復興局浜通り拠点【仮称】総務班の一員として、以下の業務に従事する。

- (1) 政務出張等に係るロジ資料作成（下見を含む）
- (2) 地域情報（復興地域における商業・環境に関する情報等）の収集・整理、局内周知
- (3) 幹部のスケジュール管理・調整、電話応対、給茶及び来客時の対応
- (4) 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（被災地自治体が行う施設の清掃・修繕、医療・介護サービス提供支援、防火のための除草、防犯・防災パトロール、鳥獣被害対策、仮設トイレの設置等）の実施計画の審査、中間・完了検査業務
- (5) その他の各種業務（電話・訪問者の取次・対応、物品・備品の管理、各種請求書・契約書の処理、郵便物の処理、公用車の管理補助、出張に係る旅行計画書の作成・精算手続き等のシステム入力、会議・打合せに係る書類作成・周知連絡・会議セッティング等）
- (6) その他、必要に応じて他の業務に対するサポート

2 募集人数

1名程度

3 募集対象

以下の条件に該当する方

- (1) 高等学校卒業以上又はそれと同等以上の学力を有すると認められる方
- (2) 基本的なパソコン操作（Word、Excel等の利用）が可能な方
- (3) 心身とも健康である方

なお、国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない方は応募できませんので御了承ください。

4 採用予定日、任期

- (1) 採用予定日

令和8年4月1日（予定）

(2) 任期

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間、勤務実績等により再採用あり

5 給与

(1) 給与日額（日給）

10,490円～13,790円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

(2) 給与日額以外の給与

- ・ 扶養手当相当額（子一人あたり月額13,000円等）
- ・ 住居手当相当額（月額最高28,000円以内）
- ・ 通勤手当相当額（6箇月定期券等の価額（1箇月あたり最高15万円）等）
- ・ 期末・勤勉手当相当額（賞与）
- ・ 超過勤務手当相当額

(3) 支払日

原則、毎月16日（給与日額については、給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

6 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

7 加入保険

健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険に加入。なお、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

8 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

9 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

- ・ 8時30分～17時15分（7時間45分）

〈正午から13時までの60分間は休憩時間〉

※ 土日祝日（12月29日から1月3日を含む）を除く。

※ 必要に応じて正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

(2) 休暇

年次休暇10日

- ・採用から半年経過し、全勤務日の8割以上勤務した場合に付与。
- ・再採用時に繰越可。

※年次休暇の他にも有給・無給の休暇あり

10 勤務地

復興庁福島復興局浜通り拠点【仮称】

福島県双葉郡双葉町大字中野字高田1番地1 双葉町産業交流センター2階

11 応募方法

(1) 提出書類

履歴書（市販の用紙で可、カラー写真貼付、志望動機（200字程度）記載）及び職務経歴書

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「**令和8年度期間業務職員（総務担当）募集書類在中**」と記載）

(3) 提出先

〒960-8031

福島県福島市栄町11-25 AX Cビル7階

復興庁福島復興局 総務班宛

令和8年2月27日（金）必着

※ 応募書類は、返却せず当方で責任をもって破棄させていただきますので御了承ください。

12 選考方法

1次選考 書類選考

2次選考 面接

- 応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行います。
- 1次選考（書類選考）の結果、2次選考（面接）を行うこととなった方に、順次2次選考の日時・場所等を連絡いたします。
- 令和8年3月3日（火）までに当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格ですので御了承ください。**
- 締切り前であっても、採用予定者が決まり次第、募集を終了することがありますので御承知おきください。

13 問合せ先

復興庁福島復興局 総務班（採用担当） 担 当：村上、矢澤

福島県福島市栄町11-25 AX Cビル7階

電 話：024-522-8617（直通）

※電話番号は、お間違えのないようご注意願います。